

# 横須賀市議会情報システム利用基準

令8.3.25

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 ネットワーク及び端末の管理（第6条－第7条）
- 第3章 利用ルール及び遵守事項（第8条－第13条）
- 第4章 セキュリティ及び事故対応（第14条－第15条）
- 第5章 雑則（第16条－第18条）
- 付則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この基準は、横須賀市議会（以下、「市議会」という。）における情報システムの利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）議会LAN 市議会のインターネット接続系ネットワーク及びネットワーク機器の総称をいう。
- （2）議会LAN端末 議会LANに接続して議員が議会活動に使用する端末のうち、議事課が管理するものをいう。
- （3）議会情報システム 議会LAN、議会LAN端末並びに議会活動において利用する各種アプリケーション及びデータを総称したものをいう。
- （4）利用者 議会情報システムを利用する議員及び議会局職員をいう。

（基本原則）

**第3条** 議会情報システムは、議員の議会活動、市民との情報交換及び議会局等との事務連絡に使用することを目的とする。

- 2 情報の受発信は、利用者個人又は会派等の責任において行うものとし、発信する情報については、一般社会の法的規範を遵守し、公序良俗に反するもの、又は他者を誹謗中傷するような内容であってはならない。
- 3 情報の受発信に当たっては、公職選挙法その他関係法令に抵触することのないよう、細心の注意を払わなければならない。
- 4 利用者は、この基準を遵守するほか、市議会が定める情報セキュリティに関する規程及び手順等を遵守し、セキュリティの確保に努めなければならない。

（アカウントの付与）

**第4条** 次に掲げる議会情報システムのアプリケーションについては、全議員に対しアカウントを付与するものとする。

- (1) D r o p b o x
  - (2) L I N E W O R K S
  - (3) 政務活動費管理S a a S (セムカン)
- (システムの管理体制及び役割)

**第5条** 議会情報システムにおいては、横須賀市情報セキュリティ規則に基づき、情報システム管理者及びセキュリティ管理者はシステムを所管する課長とし、情報セキュリティ責任者は議会局長とする。

- 2 議会局は、議会情報システムの円滑な運用を図るため、システムの維持管理及びソフトウェアの更新、研修並びにインシデント対応に関する事務を所掌する。

## **第2章 ネットワーク及び端末の管理**

(端末の貸与及び返却)

**第6条** 議員は、議会活動に使用するため、議会LAN端末の貸与を受けるものとする。

- 2 議員は、その職を離れたときは、速やかに議会LAN端末内の個人データを削除した上で、当該端末を返却しなければならない。
- 3 貸与された議会LAN端末を第三者に利用させてはならない。

(端末の設置場所及び持出し)

**第7条** 議会LAN端末は、本庁舎及び消防局庁舎（以下「本庁舎等」という。）内においてのみ使用するものとし、本庁舎等外への持出しを禁止する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 災害時に情報端末として利用するとき。
- (2) その他、情報システム管理者が必要と認めたとき。

## **第3章 利用ルール及び遵守事項**

(議会情報システムの会議利用)

**第8条** 本会議、委員会等においては、議会LAN端末等によりデータ化された資料等を閲覧し、及び審査するものとする。

- 2 会議中は、議事に関係のないウェブサイトの閲覧、SNSへの投稿、メールの送受信等を行ってはならない。
- 3 会議中にあっては、操作音や通知音が鳴らないよう設定する等、端末の操作

については会議の妨げにならないよう配慮しなければならない。

(禁止事項)

**第9条** 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 端末の改造、又は情報システム管理者の許可を得ないソフトウェアのインストールをすること。
- (2) 議会LAN端末を他のネットワークや外部端末、又は記録媒体等に接続し、ウイルス感染や情報の流出等の恐れがある行為をすること。
- (3) フィッシング詐欺、なりすまし等の疑いがある不審な電子メールやウェブサイト等に対し、不用意な開封、リンクへのアクセス又は情報の入力等を行い、ウイルス感染や情報の流出等の恐れがある行為をすること。
- (4) 審議中の情報、公開前の情報を不当に外部へ発信すること。
- (5) その他、この基準の目的に反する不適切な利用をすること。

(パスワード管理)

**第10条** 利用者は、端末及びシステムに設定されたパスワードを第三者に知られないよう厳重に管理しなければならない。また、パスワードを第三者に使用させてはならない。

- 2 パスワードが流出したおそれがある場合は、情報システム管理者へ報告し、パスワードを速やかに変更しなければならない。

(個人所有端末の使用)

**第11条** 個人所有端末により議会情報システムを利用する者は、情報セキュリティ対策のため、以下の事項を遵守し、必要な措置をとらなければならない。

- (1) 議会情報システムを利用する端末を第三者へ貸与しないこと。
- (2) 離席時にはパスワード等による画面ロックを行い、第三者に画面や操作を見られないよう留意すること。
- (3) 原則として、議会情報システムにより提供される機密性の高いデータを端末に保存しないこと。保存した場合は用務が終了次第速やかに消去すること。
- (4) OS、アプリケーションのアップデート及びセキュリティ対策ソフトの更新を適切に行うこと。
- (5) 端末を廃棄・譲渡等する際は、事前にシステムからログアウトし、パスワードを変更するなど、当該端末からシステムにログインできない状態にすること。

(電子メール)

**第12条** メールアドレスは、全議員に対し付与するものとする。

- 2 市民等から、電子メールにより問い合わせ等があったときの取扱いについては、別に定める。

3 電子メールにより機密性の高いデータを送る場合は、必要に応じて、パスワード等による暗号化を行わなければならない。

(研修)

**第13条** 利用者は、定期的に情報セキュリティに関する研修を受講しなくてはならない。

#### **第4章 セキュリティ及び事故対応**

(データ等の取扱い)

**第14条** 利用者は、プログラム及びデータ（以下「データ等」という。）の正確性を保持し、データ等の紛失、き損、流出等の防止に努めなければならない。

2 機密性の高いデータを取扱う場合は、外部への共有や保管方法に留意し、適切に取り扱わなければならない。

(事故発生時の報告)

**第15条** 利用者は、使用する端末（議会LAN端末及び個人所有端末をいう。）の紛失、盗難、破損、又はウイルス感染等の事故が発生した場合は、速やかに議長及び議会局に報告し、指示を受けなければならない。

#### **第5章 雑則**

(利用の一時制限)

**第16条** 情報システム管理者は、議会情報システムの保守点検、更新、障害対応その他運用上必要な措置を講じるため、議会情報システムの全部又は一部の利用を一時的に制限し、又は停止することができる。

2 前項の規定により利用を制限し、又は停止するときは、あらかじめその旨を利用者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(違反行為に対する措置)

**第17条** 議長は、利用者がこの基準に違反したときは、議会情報システムの使用を一時停止させることができる。

(委任)

**第18条** この基準に定めのない事項は、横須賀市の情報セキュリティ関係規程等との整合を確保しつつ、別に定める。

#### **附 則**

この基準は、令和8年3月25日から施行し、同日付けで横須賀市議会情報システム運営管理要領（平成16年4月1日制定）及び横須賀市議会ICT化倫理指針（平成16年4月1日制定）を廃止する。